



後期高齢者医療制度に関する要望書

令和5年11月15日

全国後期高齢者医療広域連合協議会

後期高齢者医療制度に関する要望書

後期高齢者医療制度については、安定した社会保障制度として確立させるため、これまで様々な議論や見直しが行われている。高齢者数がピークを迎える2043年を展望し、後期高齢者医療制度の基盤強化や持続性を確保し、必要な改善を図るため、以下の事項について国による積極的な対応や実現に向けた取組を要望する。

記

1 マイナンバー制度関連について

マイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴う被保険者証の廃止に当たっては、以下のことについて要望する。

(1) 国は、広域連合や市区町村の意見を十分に反映し、被保険者・医療機関等・保険者の混乱や事務・財政負担の増加を招かないよう懸案事項を十分に把握・検討したうえで、資格確認書についても弾力的な運用を可能とするなど全ての被保険者が安心して必要な医療機関等を受診できるよう責任をもって制度設計し、今後のスケジュールやスキームについて早期に示すこと。

また、被保険者がマイナ保険証のメリットを理解し、安心して利用できるようにするため、マイナポータル等による制度の周知広報及び説明について、国は、責任をもって対処し、その経費についても全額を国庫で負担すること。

(2) 被保険者が現行の健康保険証と同様に医療を受けられるよう、後期高齢者のマイナ保険証利用登録率の向上や、医療機関等も含め安心してオンライン資格確認を利用するためのシステム整備にかかる準備期間を確保すること。

(3) オンライン資格確認の運用に当たっては、ヒューマンエラー等のミスにより誤った資格情報等が登録されないよう、医療保険者等向け中間サーバーへの登録データのチェック機能を整備するとともに、保険者や医療機関等での細かな課題やトラブル等を把握すること。

また、後期標準システムについて、オンライン資格確認に係る事務処理を円滑に実施できるよう、国は標準システムを検証し、安心してオンライン資格確認が利用できるよう所要の改修を行うとともに、経費についても全額を国庫で負担すること。

2 標準システム関連について

標準システム機器更改及び制度改正に係る各広域連合の外付けシステムの改修並びに標準システムのクラウド化について、以下のことを要望する。

(1) 次期標準システムのクラウド化に伴い増加する運用経費及び機器更改の開発遅延で生じた移行設計の見直しや保守延長費用等のかかり増し分については、機器更改を主導している国の責任において全額財政措置を行うこととし、広域連合の意見を踏まえた交付基準等を早期に示し、確実な予算の確保を行うこと。

また、これ以上開発遅延が起らないように体制を強化すること。

- (2) 標準システムの機能・性能不足を補うために各広域連合において外付けシステムの開発・改修に要する経費は、かかり増し分に限らずクラウド化に伴い発生するもの・制度改正に伴い発生するもののいずれについても、国による財政支援を行うこと。
- (3) 次期標準システムのクラウド化に伴い、市区町村が多額の費用を負担しているため、次期標準システム移行後に、負担した費用に見合ったシステムの更改となっているか、クラウド化の効果を検証し、情報を共有すること。

3 医療保険制度改革関連について

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部改正に伴う医療保険制度改革に関し、以下のことを要望する。

- (1) 出産育児一時金に対する後期高齢者医療制度からの負担などに伴う対象被保険者の負担軽減に係る激変緩和措置は、中間所得者層の保険料で補填するべきものではない。よって、激変緩和措置に要する費用については、国の責任で財政措置すること。
- (2) 制度改革の目的や内容、保険料負担への影響等については、国による被保険者等への十分な周知・広報を図ること。なお、広域連合とその構成市区町村が行った周知・広報等に要する費用については、国による財政措置を確実に実施すること。
- (3) 今後の保険料率の改定においては、物価の高騰をはじめとする後期高齢者の生活を取りまく状況を十分把握し、被保険者の保険料負担や市区町村の公費負担が過度なものとならないよう、国による新たな仕組みづくりや財政措置を行うこと。
- (4) 「こども未来戦略方針」(令和5年6月13日閣議決定)において、少子化対策の安定財源確保のため「支援金制度(仮称)」を構築し、社会保険料に支援金を上乗せ負担する方法も検討されているが、これは、後期高齢者のさらなる負担を求めることとなるため、他の方策を検討すること。

4 保険料の軽減措置関連について

低所得者に対する均等割保険料の軽減について、被保険者数の増加や一人当たり医療費の増加に伴い、保険料負担も右肩上がりに増加していくことが見込まれる中で、低所得者の生活に影響を与える保険料とならないよう、軽減の拡充を行うこと。

5 制度運営体制関連について

後期高齢者医療制度改革の検討に当たっては、持続可能で安定した保険財政運営が可能となるよう、広域連合や地方自治体等関係団体の意見を十分聴取の上、今後の見通しを情報提供すること。

6 大規模災害関連について

東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故により被災した被保険者に対する保険料減免及び一部負担金の免除並びにこれを実施するための財政措置については、令和6年度以降も引き続き継続すること。

また、令和5年度から段階的に減免及び免除が見直されるにあたり、被保険者の理解が十分に得られるよう、国において丁寧な周知広報を行うこと。

以上

令和5年11月15日

厚生労働大臣 武見敬三様

全国後期高齢者医療広域連合協議会
会長 横尾俊彦

